

事務連絡
令和3年1月21日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始に関する
周知等について(協力依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることに先立ち、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

今般、国土交通省自動車局旅客課と国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室の連名で、この登録申請の周知等について協力依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、国税庁ホームページの特設サイトを案内する等により、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

なお、国税庁では別添の広告を作成しており、当該広告を傘下会員事業者向けの機関紙誌や会報等(本年9月末までに発行する紙媒体のものに限る)に掲載していただける場合には、別紙事務連絡下部記載の連絡先にご連絡ください。

《添付資料》

- ・【別紙】国土交通省ならびに国税庁事務連絡
- ・【別添】広告
- ・ 広告の広報紙等への掲載一覧表